

東北大学公共政策大学院教育課程連携協議会

[令和元（2019）年度] 評価結果

はじめに

東北大学公共政策大学院教育課程連携協議会は、東北大学法学研究科法科大学院及び公共政策大学院における教育課程連携協議会に関する内規第2条が、①法学研究科総合法制専攻（法科大学院）及び公共法政策専攻（公共政策大学院）の研究教育水準の維持向上のため自己点検を行った事項、②産業界等との連携により、授業科目の開設、教育課程の編成に関する基本的な事項、③産業界等との連携により、授業の実施、教育課程の実施に関する基本的な事項及び実施状況の評価に関する事項について審議し、研究科長に意見を述べることとし、内規第11条において報告書のとりまとめに関することを規定しているのを踏まえ行われるものである。

この評価結果は、研究科長があらかじめ委嘱した外部委員が、書面調査、学生へのインタビューを含む現地調査、対面による公共政策大学院教育課程連携協議会における意見交換等を経て提出した評価シートに基づいている。本年度は、公共政策大学院を対象として、令和2（2020）年1月28日（火）に、東北大学法学研究科において開催された。評価結果のとりまとめに際しては、公共政策大学院においては、公共政策大学院評価改善・戦略委員会において原案（外部委員からのご意見・ご指摘をそのまま記載することを旨とした）を準備し、外部委員に必要な応じて修正をお願いした上で、評価結果を確定することとしている。

貴重なご意見・ご指摘を賜った外部委員の方々に、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

令和2（2020）年3月

東北大学公共政策大学院評価改善・戦略委員会

目次

| | |
|----------------------------|----|
| I 公共政策大学院（大学院法学研究科公共法政策専攻） | 4 |
| II 総評 | 9 |
| 資料 | 10 |

記載にあたって

*それぞれの外部評価委員が記載した「評価シート」の所見をそのまま記載することを原則とした。各外部評価委員は、「評価シート」において、各項目について、「A：大変良い B：良い C：特に問題はない D：問題があるので検討の必要がある E：悪いので改善の必要がある」の5段階で評定したうえ、自由記述形式で所見を記載している。

*便宜のため、各外部評価委員の所見を箇条書き形式に整理して、番号を付した。

I 公共政策大学院（大学院法学研究科公共法政策専攻）

評価項目 1. 教育の実施体制（大変良い：2、良い：1）

【評価すべき点】

- 1) 実務家（中央省庁出身者）教員の指導により、より実務を踏まえた実践的な学びができる体制がとられ、成果を上げていると評価する。
また、「公共」の主体が多様化していく状況の中で、自治体首長、事務次官経験者、NPO職員等、多彩な外部講師を招聘した実務教育の展開は、学生に、現場感覚で「公共」のあり方やそのマネジメントの必要性・重要性を学ばせる良い取り組みと考える。
- 2) 気候変動や急激な人口減少・少子高齢社会の進展など、我が国の社会・経済に迫り来る避けがたい複雑で多様な多くの課題に対して、課題の本質を的確に把握し、そして政策を立案・実施していく能力がこれまで以上に求められる。このことを考えると、貴大学院のFD懇談会を始め各種委員会における「問題点の発見・分析・改善」のPDCAは、変化し続ける社会・経済に対応しうる教育内容、教育方法の改善に常に取り組みられる姿勢の現れと評価でき、継続されることを期待したい。
- 3) 学生60名に対して、教員が18名で、そのうち各省庁から派遣された実務者教員を含んでおり、本大学院の実施体制としては非常に恵まれた環境と言える。また、カリキュラムに関しても、夏期集中講義が充実してきており、参加者が増加していることは、とりもなおさず、学生のニーズに合ったカリキュラムであることの証左であると考えられる。

【今後の課題等】

指摘なし。

評価項目 2. 教育内容（良い：3名）

【評価すべき点】

- 4) 理論と実務の融合という観点での政策実務教育や、体験型政策教育の理念による現場力と課題解決能力の育成等に向けて、特色ある教育課程が編成されていると評価する。

- 5) 特に、公共政策ワークショップでは、協調性やコミュニケーション能力など、仕事をする上で必要となるスキルをつけながら、現場力を養う実践的な経験も積むことができ、極めてユニークな科目であり、まさに地方自治体の職場が求める人材の育成としても、この取り組みはますます深化されることを期待したい。
- 6) 教員と学生が近い距離感で、履修指導や進路指導が定期的に行われていることは、学生に安心感を与える教育環境となっており、有益な取り組みと評価でき、今後もきめ細かに実施されたい。
- 7) これまでの入学者実績を見ると、定員を大きく下回っていたところであったが、今年度から内部進学者特別選抜やTA制度を導入したことにより、定員の確保が図られたことは評価したい。今後も、適正な定員確保に向けて、貴大学院の強みを伸ばし、募集の工夫にも取り組まれない。
- 8) 「公共政策ワークショップ」を中心に据えた教育の中で、政策実務者から生の現場の状況を教授いただいたり、少人数でのワークショップではメンバー相互の多様な意見を聞き、それらをまとめるなど、実際の職場で生かせる人材の育成が期待できる実践的な教育内容となっていることが本学の特徴であり、この点をぜひ今後とも生かしていただきたい。
- 9) ワークショップ形式でのグループ討議（会社で言えば会議）は民間を含めたいろいろな職場の中で行われていることなので、グループ討議を通じた意見のとりまとめのノウハウなどを身に付けてもらいたい。
- 10) 学生の少人数体制を活かし、授業評価アンケートの教員へのフィードバックやアドバイザー制度により学生と教員の距離を縮める教育が心がけられている点は評価できる。
- 11) 自己評価報告書P7に記載のとおり、平成31年度入試において、内部進学者特別選抜を導入した他、入試における成績優秀者をTAとして採用し、年間約80万円の給与を支給する制度の導入が志願者増19名に影響したと考えられ、大学のホームページ、大学院案内、そして年間15回以上実施される進学相談会でTA制度の宣伝をしたことも志願者増に寄与したことは評価できる。
- 12) 今年度実施している令和2年度入試では、内部進学者特別選抜及び第1期募集合格者におけるTA採用予定者7名のうち、すでに6名が入学辞退を表明している。協議会での説明では、事実上の競合相手である京都大学や一橋大学の公共政策大学院の受験者が大幅に減少していることが一因と考えられる。一方、そうした辞退者が

出ながらも、今年度も30人の定員は確保できる見込みであり、2018年から新たに実施するようになった山形大学や福島大学での説明会が功を奏していることは評価できる。

【今後の課題等】

指摘なし。

評価項目3. 教育方法（良い：3名）

【評価すべき点】

- 1 3) ほぼ全ての科目において対話・討論型を重視した授業とし、「受け身で講義を聴講するのみとならないように、授業において討論の機会を設けたり、(中略)学生の主体的な学習を促している」指導法は、自ら考え行動できる自律的な社会人・公務員を養成する上でとても大事なことであり、その成果を大いに期待したい。
- 1 4) インターンシップが履修科目とされたことは高く評価をしたい。中央省庁等の公共的な職場でのインターンシップでは、学生自身に政策立案過程に直接参加する機会を与えられることはないと思うが、施策や事業がどのように進められ、具体的事案への対応の現実などをその現場で直接経験できることは、公共政策を学ぶ学生にとって、政策を展開する実務能力を養うという点でも大変有意義なものと思う。これからも多くの学生が経験されることを期待する。

【今後の課題等】

- 1 5) インターンシップは5日以上10日未満や10日以上など比較的長期なものが正規な授業科目となっている点は非常に良いと思うが、実際の職場を経験することにより、就職してからのことをイメージし事前の準備もできることなどから職業選択のミスマッチの軽減と引いては離職率が低下するという利点があることから、基幹科目などに引き上げることも検討する必要があるのではないかと。

評価項目4. 学業の成果（良い：1名、特に問題はない：2名）

【評価すべき点】

- 1 6) 教員によって評価分布に差が生じないように、成績評価基準を共通化している点は評価したい。
- 1 7) 毎学期、学生からの授業評価アンケートを実施し、カリキュラムや指導内容の改善

につながられていることは、「学生の満足度」をきちんと踏まえた改善であり、わかりやすい授業と学生が希望する学びの実現という点で、良い取り組みと評価したい。

- 18) 成績評価については、委員会での合議や副査によるダブルチェックなどが行われている点は良いと思われる。

【今後の課題等】

指摘なし。

評価項目 5. 進路・就職の状況（良い：1名、特に問題はない：2名）

【評価すべき点】

- 19) 本学が目指す「政策のプロフェッショナル育成」という観点から想像するに、就職先において中央官庁が少ないのは意外。基本的に進路については本人の判断であるが、公共政策ワークショップなどのグループ討議は民間企業などでも必要なノウハウが身につくものなので、中央官庁だけでなく地方公共団体や民間企業への就職が多いことも納得できた。
- 20) 入学後、1年次に進路指導調書を提出させることで個々の進路機能を調査し、かつ実務家教員がアドバイザー教員となることで、進路に関する指導を一貫して行っており、またインターンシップについても従前から霞が関や地方公共団体へのインターンシップについて単位化を行っていたが、昨今、進路が多様化している点を考慮し、平成31年度から独法、NPO、民間企業等に拡大をすることで、就職先の検討に対する一助としていることは評価できる。また、実務家教員がワーキンググループを設置して、国家公務員志望の学生に対して面接や各種指導を行っていることは評価できる。

【今後の課題等】

- 21) 「公共」の主体が多様化していく中で、公務員以外の就職先も理解できるものの、昨年の委員からも同趣旨の意見があったように、東北にある貴大学院には、東北をフィールドとして東北の「公共」を担う意欲の高い人材の育成と進路指導に、これからもご尽力をいただけるとありがたい。

評価項目 6. 管理運営（良い：1名、特に問題はない：2名）

【評価すべき点】

2 2) 横手市と締結したパートナーシップ協定の取り組みは、当該自治体の地域活性化の面でも大変有効であり、また、貴大学院の地域貢献としての成果にも繋がるもので、さらに協定締結団体が増えることを期待したい。

【今後の課題等】

2 3) 授業科目・単位数は、「規程」と「履修内規」で定められているが、平成 31 年度「講義要綱」中の「授業科目一覧」に掲げられている科目を見ると、「履修内規」別表にない科目が多数見られる。今後の整理を期待したい。

評価項目 7. 施設・設備・図書等（大変良い：3名）

【評価すべき点】

2 4) エクステンション教育研究棟は、街の中心部に位置し、通学の利便性も高く、施設、設備全体としても大変充実し、学習環境としては申し分なく評価をしたい。

2 5) 施設の24時間利用可能という自由度の高い環境を考えると、カードキーによる入退管理が徹底されていることは学生の安全対策の上でも極めて大事なことで評価したい。

2 6) エクステンション教育棟の完成により講義室や演習室、ゼミ室など充実しており、さらにインターネットへの接続などネットワーク環境も整備されている。図書等の閲覧図書数も多く運営についても充実しているように思われる。

【今後の課題等】

指摘なし。

II 総評

【評価すべき点】

27) 多彩な教員による教育の実施体制、理論と実務の融合による教育内容と教育方法、そして充実した施設・設備等の教育環境は、政策プロフェッショナルを育成するためには大変充実したものとなっており、それらが常に、検証され、改善されながら展開されていることは大いに評価する。

これからも、他の公共政策大学院や学部卒生との違い・特色を鮮明にし、貴大学院卒生の強みを発揮されたい。

28) また、今後これまでに経験したことのない多くの地域課題が発現する社会において、(地域の中に入って、直接住民の声を聞き)問題の本質をつかみ、効果的で実効性のある政策・施策・事業をバランス感覚を持って立案し実行する力が、これまで以上に求められることを考えると、「現場力」を磨くことを重視している教育研究方針は、大いに評価できる方針である。

29) 公共政策大学院の設立目的や実施体制等については大変良いと思われる。

本学少人数制での学びを共有した仲間として、学生が就職しても交流が永遠に続くように繋がりを作っていただきたい。本学で学んだ教育内容とともに一緒に学んだ仲間とのつながりが学生の財産であり、就職してきっと生きてくるものと思います。

【今後の課題等】

30) 総じて、教育目的に基づく着実な取組がDPの達成につながっているように思われる。他方で、各項目における記載内容がPDCAサイクルを意識した書きぶりになっていない。(課題の記載が少ない印象がある。)

資料

令和元（2019）年度東北大学公共政策大学院教育課程連携協議会委員（5名）

（外部委員）※五十音順、敬称略

伊丹 相治（（公財）東北自治研修所長、宮城県公務研修所長）

江部 卓城（（一社）東北経済連合会常務理事・事務局長）

原田 久（立教大学法学部教授）

（科内委員）

成瀬 幸典（東北大学大学院法学研究科長）

阿南 友亮（東北大学公共政策大学院長）

東北大学大学院法学研究科法科大学院及び公共政策大学院における教育課程
連携協議会に関する内規

制定 平成31年2月13日

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学大学院法学研究科及び法学部組織運営規程第14条に定める教育課程連携協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営等について定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議し、研究科長に意見を述べるものとする。

- 一 法学研究科綜合法制専攻（以下「法科大学院」という。）及び公共法政策専攻（以下「公共政策大学院」という。）の研究教育水準の維持向上のため自己点検を行った事項
- 二 産業界等との連携により、授業科目の開設、教育課程の編成に関する基本的な事項
- 三 産業界等との連携により、授業の実施、教育課程の実施に関する基本的な事項及び実施状況の評価に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、法科大学院及び公共政策大学院ごとに設置し、次に掲げる者をもって組織する。

(法科大学院)

- 一 研究科長
- 二 法科大学院長
- 三 法曹としての実務経験を有する者
- 四 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
- 五 本学の教職員以外の者であって、研究科長が必要と認める者

(公共政策大学院)

- 一 研究科長
- 二 公共政策大学院長
- 三 公共政策系分野の職業に就いている者又は当該職業分野に関連する団体（職能団体、事業者団体、公共政策系分野の職業に就いている者若しくは関連する事業を

行う者による研究団体等)のうち広範囲の地域で活動するものの関係者であって、公共政策系分野の実務に関し豊富な経験を有する者

四 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

五 本学の教職員以外の者であって、研究科長が必要と認める者

2 協議会の委員の過半数は前項第3号から第5号の委員とし、本学以外の者でなければならない。なお、第4号及び5号の委員については、構成員としないことができる。

3 協議会は、必要のあるときは、同条第1項に掲げる者以外を陪席させ意見、説明を求めることができる。

(議長)

第4条 協議会に議長を置く。議長は委員の互選により定める。

(委嘱)

第5条 第3条第1項第3号から第5号に掲げる委員は、研究科長が委嘱する。

(任期)

第6条 第3条第1項第3号から第5号に掲げる委員の任期は4年とし、更新を妨げない。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 第3条第1項第3号から第5号に掲げる委員については、別に定める所定の旅費及び謝金を支払うものとする。

(開催時期)

第8条 協議会は、原則として隔年を目途に実施する。

(自己点検項目の構成)

第9条 自己点検項目は、第2条第1号から第3号までに定める事項に基づき、別に定める評価シートにより構成するものとし、評価シートの構成は法科大学院においては評価対応委員会、公共政策大学院においては評価改善・基本戦略委員会で見直すことができるものとする。

(評価シートの作成)

第10条 法科大学院及び公共政策大学院において、前条に定める自己点検項目に基づき、自己評価報告書を取りまとめ、第3条第1項第3号から第5号に掲げる委員は、書面調査及び第3条第1項第1号から第3号に掲げる委員及び学生に対するヒアリン

グ調査を実施し、評価シートを作成する。

(外部評価報告書の作成)

第11条 第3条第1項第3号から第5号の委員が作成した評価シートを基に、法科大学院においては評価対応委員会、公共政策大学院においては評価改善・戦略委員会において外部評価報告書案を作成し、委員の確認の後確定させる。

(外部評価報告書の公表)

第12条 研究科長は、外部評価報告書をウェブサイト等で公表するものとする。

附 則

- 1 この内規は平成31年4月1日から施行する。
- 2 東北大学大学院法学研究科外部評価に関する内規（平成29年2月15日制定）は、廃止する。